

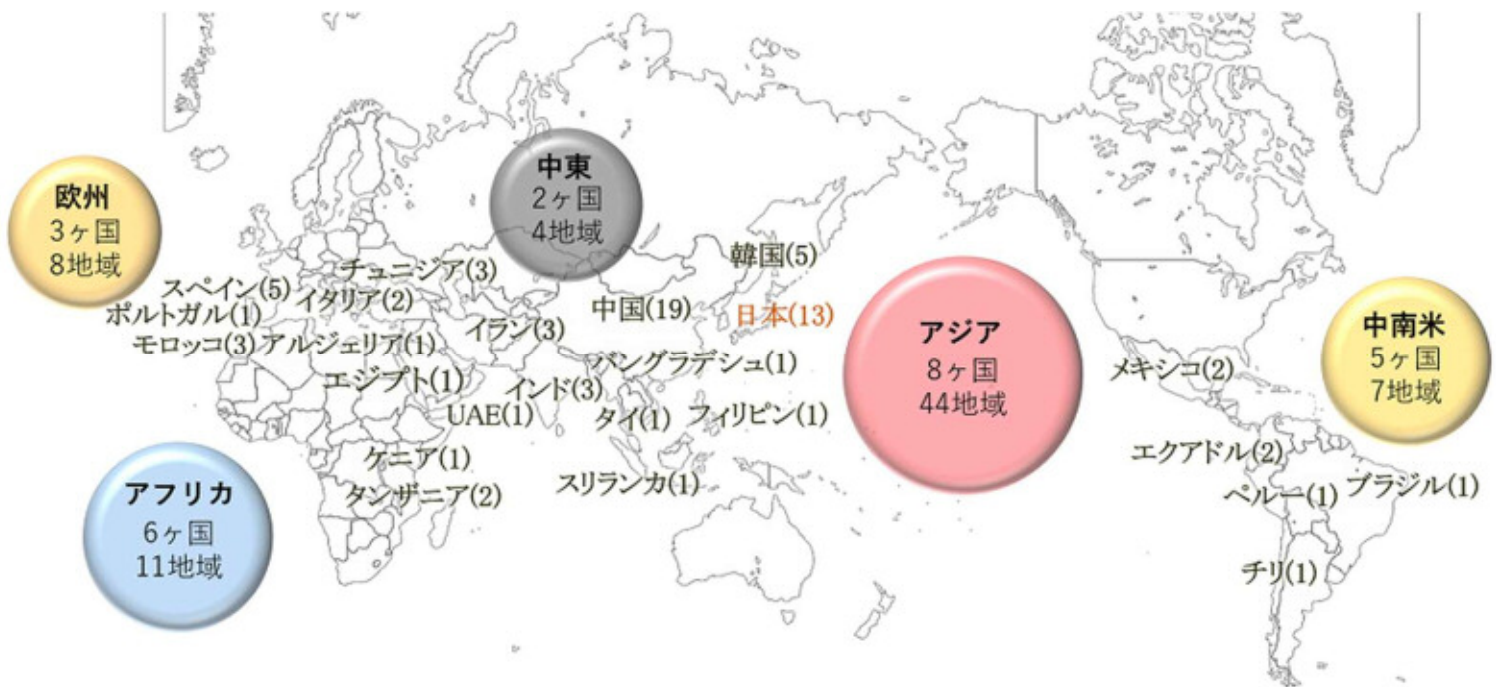


## 世界農業遺産とは

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的な農林水産業を営む地域を国連食糧農業機関（FAO）が認定する2002年に始まった制度です。

## 世界農業遺産の認定地域

現在、世界で24カ国74地域が認定されています。



**チロ農業**  
チリ

ジャガイモの原産地として知られるチロ島では、200品種ものジャガイモの在来種が栽培されており、その先祖伝来の慣行は、主に女性によって何世代にもわたり継承されてきました。また、温帯雨林は希少な動植物の住処であり、生物資源の宝庫となっています。



**カシャーンのカナート灌漑システム**  
イラン

乾燥地域のイランは、世界で最も伝統ある農業地域の一つです。カナート灌漑システムは紀元前800年頃に始まりました。地下水路が貴重な水の蒸発を防ぎ、安定的に水を供給することで、砂漠地帯における作物生産を可能にしています。農家は最も効率良く水が利用できるよう、作物を組合せて栽培しています。



**青田の水田養魚**  
中国

当地域では、何世代にも渡り水田における魚の養殖が行われており、水田で魚の養殖を行った記録は2000年前まで遡ります。イネは魚に日陰や食料を供給し、魚は雑草やイネの害虫を食べ、イネが成長するための養分をもたらします。また、魚が水田を泳ぐことで土壌がやわらかくなり、水中に酸素が供給されます。



**アグロフォレストリーシステム**  
タンザニア

当地域では、豊かな農業と森林の共存が営まれています。菜園は4つの層から成り立ち、一番上に日陰をもたらす樹木、次いでバナナ、コーヒー、一番下で野菜等を栽培し、限られた土地の中で生産効率を最大限に高めた農業を行っています。



## 国内の世界農業遺産認定地域

現在、国内では13地域が認定されています。 ※カッコ内は認定年月



| 認定地域名          | 農林水産業システムの名称                    | 認定年度            |
|----------------|---------------------------------|-----------------|
| 新潟県 佐渡市        | トキと共生する佐渡の里山                    | 2011年度 (平成23年度) |
| 石川県 能登地域       | 能登の里山里海                         | 2011年度 (平成23年度) |
| 静岡県 掛川周辺地域     | 静岡の茶草場農法                        | 2013年度 (平成25年度) |
| 熊本県 阿蘇地域       | 阿蘇の草原の維持と持続的農業                  | 2013年度 (平成25年度) |
| 大分県 国東半島宇佐地域   | クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環      | 2013年度 (平成25年度) |
| 岐阜県 長良川上中流域    | 清流長良川の鮎－里川における人と鮎のつながり－         | 2015年度 (平成27年度) |
| 和歌山県 みなべ・田辺地域  | みなべ・田辺の梅システム                    | 2015年度 (平成27年度) |
| 宮崎県 高千穂郷・椎葉山地域 | 高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム           | 2015年度 (平成27年度) |
| 宮城県 大崎地域       | 持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム  | 2017年度 (平成29年度) |
| 静岡県 わさび栽培地域    | 静岡水わさびの伝統栽培－発祥の地が伝える人とわさびの歴史－   | 2017年度 (平成29年度) |
| 徳島県 にし阿波地域     | にし阿波地域の傾斜地農耕システム                | 2017年度 (平成29年度) |
| 山梨県 峡東地域       | 峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム           | 2022年度 (令和4年度)  |
| 滋賀県 琵琶湖地域      | 森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム | 2022年度 (令和4年度)  |

# 世界農業遺産の認定基準

申請地域は、国連食料農業機関（FAO）が定める5つの基準と保全計画に基づき、評価されます。

## 1. 食料及び生計の保障

申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。

## 2. 農業生物多様性

申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。

## 3. 地域の伝統的な知識システム

地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。

## 4. 文化、価値観及び社会組織

文化的アイデンティティ及び風土が、特定の農林水産業地域に定着し、帰属していること。

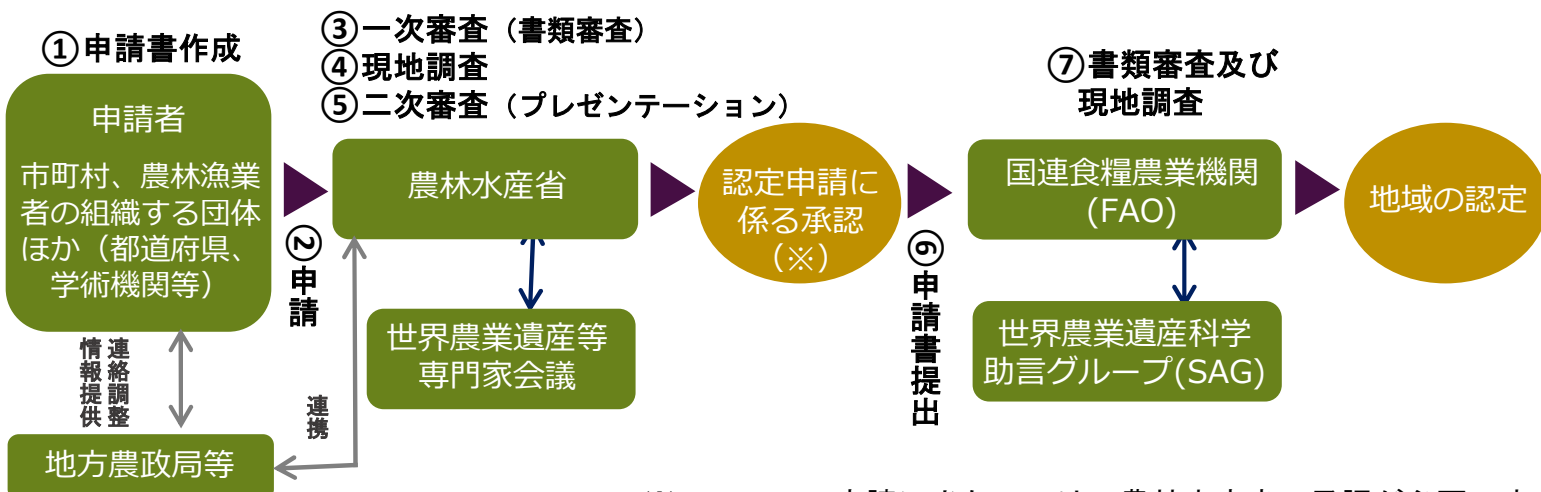
## 5. ランドスケープ及びシースケープの特

人類と環境との相互作用を通じ長い年月をかけて発達してきたランドスケープ及びシースケープを有すること。

## システムの持続性のための保全計画

申請地域は、農林水産業システムを動的に保全するための保全計画を申請書とともに作成しなければならない。

# 世界農業遺産申請から認定までの流れ



※FAOへの申請に当たっては、農林水産省の承認が必要です。



## 日本農業遺産とは

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣が認定を行う制度で、平成28年度に創設されました。

## 日本農業遺産認定地域

日本農業遺産は、令和4年度（令和5年1月）に新たに2地域が認定され、現在24地域が認定されています。



# 日本農業遺産の認定基準

申請地域は、世界農業遺産の認定5基準に、日本独自の3基準を加えた8つの基準に基づき評価されます。

## 1. 食料及び生計の保障

## 2. 農業生物多様性

## 3. 地域の伝統的な知識システム

## 4. 文化、価値観及び社会組織

## 5. ランドスケープ及びシースケープの特

世界農業遺産  
認定基準

## 6. 変化に対する強靱性（回復力）

自然災害の多い日本では、多くの農林水産業システムが長い歴史の中で自然災害に耐え、変化に対応してきた。農林水産業システムを保全し次の世代に確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス（強靱性）を保持していること。

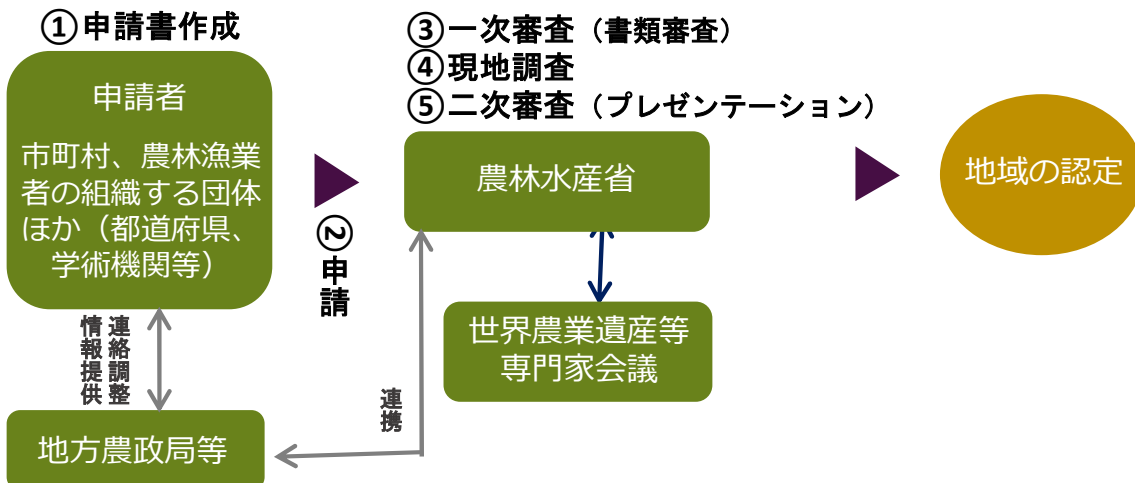
## 7. 多様な主体の参画

担い手の減少や社会的な変化に対し、伝統的な農林水産業及び関連する文化や生態系保全システムの維持・活性化のため、地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。

## 8. 6次産業化の推進

農林水産業システムが有する歴史的価値、農林水産物、伝統文化、ランドスケープなどを活用し、農産物のブランド化や観光振興など地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

# 日本農業遺産申請から認定までの流れ



# 農業遺産 Q & A

## Q 1 世界農業遺産と世界遺産はどう違うのですか？

世界遺産は、直接的にそのものを目にすることができる有形のもの（例えば、宗像・沖ノ島と関連遺産群（福岡県）、屋久島の自然（鹿児島県）など）を対象として、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が認定するのに対し、**世界農業遺産が対象としている農林水産業システムは、直接的に形あるものとして見るできない無形のもので、FAO（国際連合食糧農業機関）が認定する点**が大きな違いです。

## Q 2 伝統的な農林水産業システムとは、どのくらい歴史が必要ですか？

おおむね**100年以上**の歴史を有しており、**かつ現在も**その農林水産業システムが営まれている必要があります。

## Q 3 日本農業遺産に認定されなければ世界農業遺産はめざせないのですか？

**日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、世界農業遺産の5つの認定基準に日本ならではの3つの基準を加えた独自の認定基準に基づいて、農林水産大臣が認定を行う制度**です。よって、世界農業遺産とは制度が異なるため、日本農業遺産に認定されていなくても世界農業遺産の認定申請は可能です。

## Q 4 認定されるとどのようなメリットがありますか。

地域の農林水産業の価値が国内外に認められることで、**地域に自信と誇りが生まれる**とともに、**地域を訪れる人が増加**し、地域で生産した農林水産物に新たな価値を付加して販売したり、ブランド化や観光と連携したとりくみに発展させることによって**地域経済の活性化**が期待されます。また、認定地域間の交流など、地域の枠を超えた取組も望めます。

## Q 5 認定されるとどのような活動をしなければならないのですか。

認定を受けた地域は、自らが定めた**保全計画**に基づく活動を進めることにより、認定された**自らの農林水産業システムを保全、継承**することや、社会全体の中の**農林水産業の価値観を変える牽引役として貢献**することが求められます。

また、日本の認定地域は、近代化、組織化が進んだ社会構造を有する先進国として、**発展途上国との結びつきにより、世界の農林水産業の発展に寄与**することが求められます。